

福岡市内の農地で貸借する場合の記入例

物納の場合はこちらにチェック

☒ 機構を経由し賃料のやり取りを行う場合
☐ 物納など、出し手と受け手とで直接賃料のやり取りを行う場合

農用地利用集積等促進計画（兼申出書）

1 権利の設定関係

整理 番号 (受出)	利用権の設定をする者（出し手）（農地所有者） [No.]		農地中間管理機構	利用権の設定を受ける者（受け手）（耕作者） [No.]	
	〒 000 - 0011	Tel(携帯) ① 080 - 0000 - 5555		〒 000 - 0033	Tel(携帯) ① 090 - 0000 - 8888
	住所 福岡市中央区001丁目00番地00号			住所 福岡市中央区	
	フリガナ フクオカ タロウ [同意印又は署名]			フリガナ ノゾクミ アイホウジ [同意印又は署名]	
項	氏名・名称 ② 福岡 太郎 氏名・名称の欄にフルネームで署名した場合は、この欄に押印・署名は不要 ③		名称 公益財団法人 福岡県農業振興推進機構 理事長 中馬 俊介	氏名・名称 ② 農事組合法人 〇〇 代表理事 天神 一郎 氏名・名称の欄にフルネームで署名した場合は、この欄に押印・署名は不要 ③	
	e-mail (メールアドレスがある場合は記入)			法人の場合は「代表者の職・氏名」を記入し、代表者印を押印	

2 権利を設定する農用地の明細

番号	市町村[福岡市]			区分 ④	現況地目 ⑤	(畦畔含む)面積(m ²)		⑦ 始期 終期	支払回数 ⑧	権利の種類	賃料(円)		備考	数処理料 ⑪
	大字	字	地番			⑥ 台帳	⑥ 取扱				⑨ 10a当たり	⑩ 年額		
1	早良区大字〇〇	××	100	期間 借地	田	1,000	1,000	R 7年 6月 1日 R 17年 5月 31日	10	☒ 金納 ☒ 物納 ☐ 使用貸借	10,000	9,000	玄米30kg 水稻	○ ↑ 賃料(年額)の端数処理を行なった場合は「〇」を記入
2	早良区〇〇	××	200		畑	900	900	R 7年 6月 1日 R 17年 5月 31日	10	☒ 金納 ☒ 物納 ☐ 使用貸借	10,000	9,000	花き(ハウス)	
3	西区大字〇〇	××	300-1		田	525	525	R 7年 6月 1日 R 17年 5月 31日	10	☒ 金納 ☒ 物納 ☐ 使用貸借	7,500	3,940	野菜(露地)	
4	西区〇〇	××	400		田	2,000	1,500	R 7年 6月 1日 R 17年 5月 31日	10	☒ 金納 ☒ 物納 ☐ 使用貸借	7,500	3,940	麦 (11月1日～5月31日)	
5	期間借地の場合は、その期間を備考欄に記入													
6	一筆の農地の一部を分割して貸借する場合は実面積を記入													
7	支払回数は、福岡市の農地の場合、貸借年数に応じて 3回・6回・10回のいずれかを記入 (使用貸借の場合は空欄)													
8	10a当たりの賃料またはキロ数を記入													
											一筆当たりの賃料またはキロ数を記入		耕作の内容を記入 ハウス栽培している場合は、「花き(ハウス)」・「野菜(ハウス)」などと記入	

確認欄	出し手	☐ 通帳(写) ☐ 同意書 ☐ 系図 ☐	機構を経由し賃料のやり取りを行う場合 ○ 賃料の徴収については、毎年12月15日に指定口座から引落します。なお、15日が土日祝日の場合は、その翌営業日が振替日となります。 ○ 賃料の支払については、毎年12月25日に指定口座に振込みます。なお、25日が土日祝日の場合は、その前営業日が振込日となります。	受け手 ☐ 通帳(写) ☐ 振替依頼書	物納など、出し手と受け手とで直接賃料のやり取り ○ 出し手と受け手が、協議・同意した賃料(支払時期・支払方法等含む)に基づき、受け手が出し手に直接支払うこととします。 ○ 賃料(支払時期・支払方法等含む)に関するトラブルが発生した場合は、	○ 農地の効率的な利用を確保する観点から、受け手は、以下の「農地法その他農業に関する法令」の遵守状況等について、過去3年間違反がない旨申告します。 農地法第3条(農地又は採草放牧地の権利移動の制限) 同法第4条(農地の転用の制限) 同法第5条(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限) 同法第42条(措置命令)、同法第51条(違反転用に対する処分) 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2(農用地区域内における開発行為の制限) 同法第15条の3(監督処分) 種苗法(育成者権又は専利用権の侵害)
-----	-----	---	---	---	---	--

・ 申出書の提出期限・・・【2月1日設定：9月末まで、4月1日設定：11月末まで、6月1日設定：1月末まで、11月1日設定：6月末まで】

【農用地利用集積等促進計画作成上の留意点】

- ① 「Tel(携帯)」の欄は、携帯電話又は固定電話の電話番号を記入してください。
- ② 「氏名・名称」の欄は、法人の場合、代表者の職・氏名を記入ください。
- ③ 「同意印又は署名」の欄は、朱肉で押印またはフルネームで署名してください。(「氏名・名称」の欄にフルネームで署名した場合は、押印・署名は不要です。)
 なお、法人の場合は、代表者印を押印してください。
- ④ 「区分」の欄は、表作と裏作に期間を分けて貸借する場合、期間借地と記入し、「備考」の欄にその期間を記入してください(貸借期間を分けない場合は、記入不要です。)
- ⑤ 「台帳」の欄は、登記の面積を記入してください。(取扱の欄と台帳の欄の面積が同じ場合は、台帳の欄は記入不要です。)
- ⑥ 「取扱」の欄は、貸借する農地の実面積を記入してください。(一筆の農地の一部を分割して貸借する場合は、「取扱」の欄は「台帳」の欄より少ない面積になります。)
- ⑦ 「始期終期」の欄は、福岡市内の農地の場合、始期は2月1日、4月1日、6月1日、11月1日のいずれかになります。
- ⑧ 「支払回数」の欄は、福岡市内の農地の場合、貸借年数に応じて、3回、6回、10回のいずれかを記入してください。(使用貸借の場合は、記入不要です。)
 ※ 福岡市内の農地の場合、始期が2月1日、4月1日、6月1日の場合は、当年の12月が最初の徴収・支払となります。
 ※ 福岡市内の農地の場合、始期が11月1日の場合は、翌年の12月が最初の徴収・支払となります。(貸借の初年12月は徴収・支払がなく、最終年の12月に徴収・支払となります。)
- ⑨ 「10a当たり」の欄は、10a当たりの賃料、またはキロ数を記入してください。
- ⑩ 「年額」の欄は、一筆当たりの賃料、またはキロ数を記入してください。
 ※ 「10a当たり」の欄、または「年額」の欄のどちらか一方が空欄の場合は、もう一方の記載内容を元に換算した賃料を記載させていただきます。
- ⑪ 「端数処理」の欄は、賃料を端数処理した場合、○を記入してください。
 例)1円未満を四捨五入した場合、100円未満を切り上げ・切り捨てした場合 など